

令和7年度扶桑町ワーク・ライフ・バランス推進計画の実施状況及び扶桑町における女性の活躍状況の公表

扶桑町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「扶桑町ワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、扶桑町における女性の活躍状況を公表いたします。

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めない常勤職員	87.2%
任期の定めない常勤職員以外の職員	142.9%
全職員	72.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めない常勤職員」の給料については、町の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役割段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.5%
31～35年	99.0%
26～30年	89.3%
21～25年	92.2%
16～20年	81.0%
11～15年	90.0%
6～10年	93.8%
1～5年	92.7%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長、次長相当職区分について、女性職員がいなかったため記載なし。
- ・相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、女性は男性の81.7%の時間数である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(3) 令和7年度末における管理的地位にある職員に占める女性割合

(単位：人)

	全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
管理的地位にある職員数	25	24	1	0
うち、女性職員数	4	3	1	0
女性割合	16.0%	12.5%	100.0%	0.0%

数値目標：保育士以外の一般行政職における管理的地位にある職員に占める女性割合 10%

(4) 令和7年度末における各役職段階に占める女性職員の割合

(単位：人)

	全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
部長級職員	6	6	0	0
うち、女性職員数	0	0	0	0
女性割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長級職員	19	18	1	0
うち、女性職員数	4	3	1	0
女性割合	21.1%	16.7%	100.0%	0.0%
主幹級職員	31	23	8	0
うち、女性職員数	11	5	6	0
女性割合	35.5%	21.7%	75.0%	0.0%

数値目標：保育士以外の一般行政職における主幹級の女性職員の割合 30%

(5) 令和7年度末における継続勤務年数の割合

(単位：年)

	全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
平均継続勤務年数（男性）	15.6	15.6	15.9	15.7
平均継続勤務年数（女性）	12.5	12.0	13.1	12.5
割合（女性／男性）	80.1%	76.9%	82.4%	79.6%

数値目標：保育士以外の一般行政職における平均継続勤務年数の割合 82.1%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 令和7年度中における男女別の育休取得率・平均取得期間

	全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
男性 育休取得率	100.0%	100.0%	—%	—%
男性 平均取得期間	2.4月	2.4月	—月	—月
女性 育休取得率	100.0%	100.0%	100.0%	—%
女性 平均取得期間	27.1月	24.6月	29.4月	—月

取得期間の分布状況

		全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
男性	2週間未満未満	0.0 %	7.7 %	— %	— %
	2週間以上6ヶ月未満	50.0 %	50.0 %	— %	— %
	6ヶ月以上1歳未満	50.0 %	50.0 %	— %	— %
	1歳以上2歳未満	0.0 %	0.0 %	— %	— %
	2歳以上3歳未満	0.0 %	0.0 %	— %	— %
	3歳に達する日まで	0.0 %	0.0 %	— %	— %
女性	2週間未満未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	— %
	2週間以上6ヶ月未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	— %
	6ヶ月以上1歳未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	— %
	1歳以上2歳未満	23.5 %	33.3 %	18.3 %	— %
	2歳以上3歳未満	53.0 %	0.0 %	45.4 %	— %
	3歳に達する日まで	23.5 %	66.7 %	36.3 %	— %

数値目標：育児休業等の取得率 男女100%、男性の育児休業期間2カ月以上の取得率 40%

(2) 令和7年度中における男性職員の育児参加のための休暇取得率

平均取得日数

		全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
配偶者出産休暇					
取得率		80.0 %	80.0 %	— %	— %
平均取得日数		3.0 日	3.0 日	— 日	— 日
育児参加のための休暇					
取得率		50.0 %	50.0 %	— %	— %
平均取得日数		3.6 日	3.6 日	— 日	— 日

合計取得日数の分布状況

		全体	一般行政職 (保育士以外)	一般行政職 (保育士)	技能労務職
1日未満		20.0 %	20.0 %	0.0 %	— %
1日以上2日未満		0.0 %	0.0 %	0.0 %	— %
2日以上3日未満		0.0 %	0.0 %	0.0 %	— %
3日以上4日未満		20.0 %	20.0 %	0.0 %	— %
4日以上5日未満		20.0 %	20.0 %	0.0 %	— %
5日以上		40.0 %	40.0 %	0.0 %	— %

数値目標：保育士以外の一般行政職における、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合 100%

(3) 職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	行動計画における目標
	10.0時間	9.7時間	9.9時間	10時間未満

(4) 職員の年次休暇等の取得が10日以上の職員の割合（※20日以上付与された職員に限る）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	行動計画における目標
	71.9%	74.6%	74.3%	80%